医療法人 悠紀会 理事長 反後敏夫

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 および介護職員等ベースアップ等支援加算に関する取り扱いについて

(1) 基本情報

当法人では、介護職員処遇改善加算については、全ての対象事業所で『加算 I 』を算定しています。

介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)については、介護医療院ゆうきの里・介護老人保健施設ゆうきの里では『特定加算 I 』を、ゆうきの家・ライフサポートいわさき・小規模多機能ホームしいの木の里では『特定加算 II 』を算定します。

また、昨年10月より全ての対象事業所で、介護職員等ベースアップ等支援加算についても算定しております。

(2)介護職員処遇改善加算について

1. 加算の算定期間	令和5年4月 ~ 令和6年3月
2. 賃金改善実施期間	令和5年6月 ~ 令和6年5月
3. 令和5年度加算の見込額(総額)	39,916,320 円
4. 賃金改善所要見込額(総額)	39,950,000 円
5. 対 象 者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員。ただし、医療保険病棟に勤務する介護職員 についても、法人負担により同様の取り扱いとします。
6. 賃金改善の方法	 ① 基本給 正職員については、人事考課に基づき昇給。パート職員については、更新時に必要と認めた場合、時給の見直し ② 賞 与 正職員については、昇給に連動しての増額(昇給額×4ヶ月を予定) ③ 処遇改善手当 正職員については、年12回(月額10,000円を予定) ④ 処遇改善一時金年1回(処遇改善加算の額から昇給及び処遇改善手当等による改善の額を除いた額を、一時金として令和6年5月に支給予定)

(3)介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)について

() A Report of the order of th	
1. 加算の算定期間	令和5年4月 ~ 令和6年3月
2. 賃金改善実施期間	令和5年6月 ~ 令和6年5月
3. 令和5年度加算の見込額(総額)	14,164,800 円
4. 賃金改善所要見込額(総額)	14,170,000 円
5. 対 象 者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員。ただし、介護福祉士の資格を有し、当法人における勤続年数が10年以上の者を『経験・技能のある介護職員』として設定し、他の介護職員と分けて賃金改善を行う。また、医療保険病棟に勤務する介護職員についても、法人負担により同様の取り扱いとします。
6. 賃金改善の方法	年1回、処遇改善一時金として令和6年5月に支給予定。ただし、法令の通り、上記『経験・技能のある介護職員』の賃金改善額の平均が、他の介護職員の賃金改善額の平均よりも高くなるように支給します。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算について

1. 加算の算定期間	令和5年4月 ~ 令和6年3月
2. 賃金改善実施期間	令和5年6月 ~ 令和6年5月
3. 令和5年度加算の見込額(総額)	7,713,480 円
4. 賃金改善所要見込額(総額)	7,733,480 円
5. 対 象 者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員およびその他の職種の職員。ただし、医療保 険病棟に勤務する職員についても、法人負担により同様の取り扱いとします。
6. 賃金改善の方法	 ① 基本給 正職員については、人事考課に基づき昇給。パート職員については、更新時に必要と認めた場合、時給の見直し ② 業績手当 正職員については、年12回(月額1,500円を予定) ④ 処遇改善一時金 年1回(介護職員等ベースアップ等支援加算の額から昇給及び業績手当等による改善の額を除いた額を、一時金として令和6年5月に支給予定)

(5) その他

賃金改善額は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算ならびに介護職員等ベースアップ等支援加算の算定実績および職員数の増減等により変動いたします。あらかじめご了承ください。